

公示番号：160978

国名：ヨルダン国

担当部署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

案件名：上水道分野アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：上水道分野アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月上旬から2018年2月下旬まで
- (2) 業務MM：国内 1.3MM、現地 4.0MM、合計 5.3MM
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備5日、現地業務20日、国内整理2日
- ・ 第2次 国内準備2日、現地業務35日、国内整理2日
- ・ 第3次 国内準備2日、現地業務25日、国内整理2日
- ・ 第4次 国内準備2日、現地業務20日、国内整理2日
- ・ 第5次 国内準備2日、現地業務20日、国内整理5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月25日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 12点
- ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計 100点)

類似業務	上水道分野各種業務
対象国／類似地域	ヨルダン国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ヨルダン・ハシェミット王国(以下、ヨルダン)は、国土の約75%が年間降雨量200mm以下の砂漠地帯に属し、国民一人あたりの再生可能な水資源量は、国連の定義で「絶対的水不足」とされる500m³/年を大きく下回る129m³/年(2014年)である。同国は、水分野の中心政策として「生活のための水:ヨルダンの水戦略2008-2022」を定め、安全・十分な飲料水供給、持続的な水資源利用等を目標に掲げている。ヨルダン水道庁(Water Authority of Jordan 以下、WAJ)は同戦略に基づき、水資源の開発と管理、配水管網や送水管の拡張・改善等を重点政策とし、ドナーの支援を受けながら各地でプロジェクトを実施している。

2011年以降、隣国シリアからの避難民の流入によりヨルダン国内の水の需給はより逼迫し、国内における水需給バランスの不均衡はさらに深刻化している。ヨルダンでは、このような水供給事情の悪化に対する改善策としての協力ニーズが高まる中、上水道分野を中心とする水分野(以下、水分野)に対し、紅海の海水を死海に引き込み淡水化を行う「紅海・死海淡水化事業」等新規水源の開発や、ヨルダン国内で水を最適に配分するためディシ帯水層から取水された水の送水管建設など、他ドナーによる支援が実施されている。こうした他ドナーによる支援に加え、ヨルダン政府から日本政府に対し、これまで日本の協力により実施した無収水対策を中心とした技術協力の成果を確実に発現させていくためのアドバイスや上述の水供給状況を改善するための新規案件形成支援が求められ、本案件が要請された。

我が国によるヨルダン国に対する水分野の協力としては、過去、上水道施設改善や送配水管整備を中心とした資金協力事業を行い、技術協力としては、無収水対策を中心とした事業を実施してきた。現在は、上述のシリアからの避難民対策として、1)「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)や2)「北部地域シリア難民北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(無償資金協力)、3)「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(協力準備調査)を実施している。1)のプロジェクトでは、対象地域の上下水道開発計画が策定され、早期改善が必要とされる上水道

設備の改善のために他ドナーからも活用されるなど同地域が抱える水分野の課題解決策の一助を担っている。

本案件は、対ヨルダン国別援助方針の重点目標「自立的・持続的な経済成長の後押し」の開発課題である「資源の持続的管理と環境保全」に対応する強化プログラム「気候変動対策と資源の持続的な利用・管理プログラム」に位置づけられ、本専門家の派遣によって、1)日本による支援が有意義と考えられる活動領域の特定と具体的な案件形成に必要な提言、及び2)無収水対策に関する活動計画の実施促進がWAJや同国の水資源管理を所管する水灌漑省（Ministry of Water and Irrigation 以下、MWI）に対してなされることが期待される。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の中で設定されているターゲットの内、無収水対策が促進されることにより、6.1「安全で安価な飲料水への普遍的かつ平等なアクセス」と6.4「水利用効率の改善と持続可能な取水による水不足の減少」に貢献することが期待される。

なお、上述の新規案件が我が国の政策課題である避難民及び受入コミュニティの支援を中心とした中東安定化支援に貢献することを念頭に、新規案件が重点分野「平和創出に向けた地域間交流」に対応する「シリア難民及びホストコミュニティ支援プログラム」にも位置づけることができるよう、案件形成時には対象地域の選定や裨益者、活動内容等について配慮する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ヨルダン水道庁（WAJ）を主たるカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、以下に期待される成果に貢献するための業務を行う。

- (1) ヨルダンにおける水分野に関する情報収集：ヨルダンにおける水分野の最新動向に関する情報が収集される。
- (2) 新規案件形成支援：既存案件の進捗状況を確認しながら、新規案件（技術協力プロジェクト・無償資金協力・有償資金協力）が特定され、主要スコープ、必要性・妥当性、実施体制が明確化される。その際、シリア難民への裨益も意識する。
- (3) 無収水対策の促進支援：無収水対策を推進するために、過去に実施した「無収水対策能力プロジェクト（フェーズ1・2）」の成果がWAJ無収水対策部や各県の水道事業体（the Governorate Water Administrations, 以下GWAs）に対して普及されるとともに、無収水対策を進める上での制度面のボトルネックを解消するための具体策が策定される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- 1) 国内準備期間（2017年2月上旬）（5日間）
 - ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ヨルダン政府作成の関連報告書、論文等を参照し、ヨルダンの水分野の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきたヨルダンに対する協力実績と課題を取りまとめる。
 - ② JICA地球環境部及びヨルダン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 出発前打ち合わせに参加する。
 - ④ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成しJICA地球環境部による確認の後提出する。併せて、ヨルダン事務所にもデータを送

付する。

2) 第1次現地業務期間(2017年2月中旬～2017年3月中旬)(20日間)

現地業務開始時

現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

ヨルダンにおける水分野に関する情報収集

新規案件形成支援に関する業務

- ① WAJ 本部関係者や県の水道事業体関係者、さらに MWI よりヨルダン水分野に関する最新情報(ドナー活動状況、開発計画実施状況等)を入手し、水分野における開発概況を分析する。
- ② 現在実施中の開発調査型技術協力プロジェクト「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」チームと情報共有、関係機関からのヒアリング等によりシリア難民対応計画の動向を含め、水分野に関する他ドナーや民間セクターによる支援状況(「紅海・死海淡水化事業」を含む)及び予定に関する情報収集を行う。新規案件に関する情報収集の際は、シリア難民への裨益も意識し、必要な情報を収集する。
- ③ MWI が所管する水資源管理や水源開発の動向についても確認し、同分野における人材育成も含めた支援ニーズについて確認する。

無収水対策の促進支援に関する業務

- ① 過去、JICA が実施した無収水対策プロジェクトの C/P とタスクチームの活動状況について現状把握を行い、課題と改善点の抽出を行う。
- ② 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

現地業務終了時

JICA ヨルダン事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

3) 第1次国内整理期間(2017年3月下旬)(2日間)

第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

4) 第2次国内準備期間(2017年4月上旬)(2日間)

第2次派遣に先立ちワークプラン(和文・英文)を更新し、地球環境部による確認の後提出する。併せて、ヨルダン事務所にもデータを送付する。

5) 第2次現地派遣期間(2017年4月中旬～5月下旬)(ラマダン(5月27日～6月25日)時期を避ける)(35日間)

現地業務開始時

現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関に対し更新したワークプランを提出、説明を行い、業務計画の承認を得る。

ヨルダンにおける水分野に関する情報収集

新規案件形成支援に関する業務

- ① 第1次現地派遣の結果及び国内での帰国報告結果に基づき、新規案件に関するヨルダン側の意向を確認すると共に、主要スコープに関し先方政府と協議する。
- ② 上記に関連し、関係ドナーと情報共有及び収集を行う（ドナー会合の出席を含む）。

無収水対策の促進支援に対する業務

- ① 第1次派遣により抽出し、国内作業により整理された無収水対策の改善点及びその実現に向けた改善案をC/P機関に提案し、実施に向けた調整を行う。
- ② ワークショップ等の開催によりGWAsにおける無収水対策の予算獲得に向けた活動計画策定支援を行う。
- ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出し、報告する。

現地業務終了時

JICA ヨルダン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

6) 第2次国内整理期間（2017年6月上旬）（2日間）

第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA地球環境部に提出し、報告する。

7) 第3次国内準備期間（2017年7月上旬）（2日間）

第3次派遣に先立ちワークプラン（和文・英文）を更新し、地球環境部による確認の後提出する。併せて、ヨルダン事務所にもデータを送付する。

8) 第3次現地派遣期間（2017年7月中旬～8月中旬）（25日間）

現地業務開始時

現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所、C/P機関に更新版ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

ヨルダンにおける水分野に関する情報収集

新規案件形成支援に関する業務

- ① 新規案件の検討/実施に必要な追加情報又はC/P機関との調整業務及び要請書の作成を支援する。
- ② ドナー会合の出席等を通じ、他ドナー及びヨルダン政府の水分野に関する事業のアップデートを行う。

無収水対策の促進支援に関する業務

- ① 第2次現地派遣時に支援を行ったGWAsの活動計画について、無収水対策を行った場合の上水道事業における費用対効果をWAJと整理し、GWAsの活動計画を実施するための予算計画策定支援を行う。
- ② 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出し、報告する。

現地業務終了時

JICA ヨルダン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

9) 第3次国内整理期間（2017年8月下旬）（2日間）

第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

10) 第4次国内準備期間（2017年10月上旬）（2日間）

第4次派遣に先立ちワークプラン（和文・英文）を更新し、地球環境部による確認の後提出する。併せて、ヨルダン事務所にもデータを送付する。

11) 第4次現地派遣期間（2017年10月中旬～11月下旬）（20日間）

現地業務開始時

現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関に更新版ワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

ヨルダンにおける水分野に関する情報収集に関する業務

ドナー会合の出席等を通じ、他ドナー及びヨルダン政府の水分野に関する事業のアップデートを行う。

無収水対策の促進支援に関する業務

- ① 第3次現地調査により支援した無収水対策に関する予算計画書の反映状況について WAJ、MWI を通じて確認を行い、GWAs の活動計画を実施するために必要な予算措置を促す。
- ② 無収水対策を展開する上での制度面（組織能力・人材育成）でのボトルネックを分析する。
- ③ WAJ を含む関係者に対し、無収水対策に関する制度面の強化に向けた研修等具体策の策定に向けたアドバイスを行う。

現地業務終了時

JICA ヨルダン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

12) 第4次国内整理期間（2017年12月中旬）（2日間）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 地球環境部に提出し、報告する。

13) 第5次国内準備期間（2018年1月上旬）（2日間）

第5次派遣に先立ちワークプラン（和文・英文）を作成、地球環境部による確認の後提出する。併せて、ヨルダン事務所にもデータを送付する。

14) 第5次現地派遣（2018年1月中旬～2月上旬）（20日間）

現地業務開始時

現地業務開始時に、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関に更新版ワークプランを提出

し、業務計画の承認を得る。

ヨルダンにおける水分野に関する情報収集に関する業務

ドナー会合の出席等を通じ、他ドナー及びヨルダン政府の水分野に関する事業のアップデートを行う。

無収水対策の促進支援に関する業務

- ① 2018 年度予算承認状況を確認し、第 4 次現地調査により支援した予算計画に基づく県支所への予算配分を促す。
- ② WAJ を含む関係者に対し、無収水対策に関する制度面の強化に向けた研修等具体策の策定に向けたアドバイスをを行う。

現地業務終了時

JICA ヨルダン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、5 回の現地派遣を通じた気づきや提言、今後 JICA がフォローすべき点等を報告する。

1.5) 帰国後整理期間（2018 年 2 月中旬）（5 日間）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA ヨルダン事務所へ各 1 部）

英文 10 部（JICA 地球環境部 2 部、JICA ヨルダン事務所 2 部、C/P 機関へ 6 部）

(2) 水分野におけるヨルダンに対する日本の協力実績表（マップ形式を想定するが記載事項様式については、別途相談し決定する）* 第 1 次現地調査派遣終了時

(3) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 10 部（JICA 地球環境部 2 部、JICA ヨルダン事務所 2 部、C/P 機関へ 6 部）

和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA ヨルダン事務所へ各 1 部）

ただし、第 5 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 5 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

「ヨルダンの水戦略において掲げられている無収水対策に関する目標達成のための提言。」

(4) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ/アブダビ⇒アンマン⇒ドバイ/ドーハ/アブダビ⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、ラマダン前中後、及び国民の祝日の休暇を避けた日程を提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

MWI 内における執務スペース提供予定

(2) 参考資料

本業務に関する過去に実施した案件の報告書や資料は以下より入手可能です。

- ヨルダン国バルカ県送配水網改善・拡張計画協力準備調査報告書 セクターサーベイ報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015310.html>

- ヨルダン国バルカ県送配水網改善・拡張計画協力準備調査報告書 簡易版

- <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015308.html>
ヨルダン国 無収水対策能力向上プロジェクト終了時評価報告書
- <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248749.html>
ヨルダン国 無収水対策能力向上プロジェクト（フェーズ 1、2）事後評価報告書
- https://www2.jica.go.jp/ia/evaluation/pdf/2014_0800706_4_f.pdf
ヨルダン・ハシミテ王国 無収水対策能力向上プロジェクト（フェーズ 2）終了時評価報告書
- <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015276.html>
The project for the study on water sector for the host communities of Syrian refugees in northern governorates in the Hashemite Kingdom of Jordan master plan water supply : final report
- http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12184818_01.pdf
ヨルダン国 北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画協力準備調査報告書（簡易製本版）
- http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12183927_01.pdf

（３）プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：1月11日（水）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
（当日 JICA へ来訪できない場合、電話会議の利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）
- ③ 実施方法：
 - ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
 - ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・ 業務従事予定者以外の出席は認めません。

（４）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 上水道分野におけるアドバイザー業務（同分野を含む援助協調業務）の経験、また、水道行政（特に上水道分野の運営維持管理、無収水対策、水道事業体の運営管理に関するアドバイス）に係るに関する知識を有することが望ましいです。
- ③ 業務従事者は、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録し、現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡

を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を
プロポーザルに記載してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を
行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口
または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上